

📖 国家外貨管理局上海分局による「上海市における域  
内機構によるサービス貿易項目下の立替金、分担費  
用の対外支払関連問題についての通知」の公布

2011年1月10日  
第22号

企画部 調査課

2010年12月31日付けで、国家外貨管理局上海分局（以下は上海分局と略称）による「上海市における域内機構によるサービス貿易項目下の立替金、分担費用の対外支払関連問題についての通知」（上海匯發〔2010〕192号）（以下は「通知」と略称）が公布された。「通知」は、2010年8月に国家外貨管理局が公布した立替金、分担費用等対外支払に係る規制緩和政策に基づき、上海分局が制定した上海市域内機構を適用対象とした関連通知である。

従来、「国家外貨管理局による多国籍企業の非貿易外貨売渡・支払に関する問題についての通知」（匯發〔2004〕62号）に基づき、多国籍企業等一部企業は所在地外貨管理局の批准書を取得した上、域外の関連会社に対し立替金、分担費用等の対外支払が認められてきた一方、その他の企業の立替金、分担費用に係る対外支払は禁止されていた。その後、2010年8月に国家外貨管理局による『「国家外貨管理局行政許可項目リスト」公布についての通知』（匯發〔2010〕43号）が公布されたことにより、規制が緩和され、単一の外商投資企業又は中資企業が域外にある関連会社へ立替金と分担費用を対外支払することも認められるようになった。

今般、上海市分局が公布した「通知」では、上記の匯發〔2010〕43号の関連内容に加えて、企業種類別に立替金、分担費用に係る対外支払について規定している。すなわち、①匯發〔2004〕62号は引き続き有効であり、匯發〔2004〕62号が規定した条件を満たす多国籍企業とその域内関連企業は、従来通り上海市分局から「批准書」を取得した上で、また②上海市商務委員会により認定された多国籍企業地域本部等一部特別な単一企業<sup>1</sup>については「備案表」を取得した上で、立替金、分担費用等対外支払を行うと規定し、従来の規定をより明確にした。③それ以外の単一企業については、今後、関連業務の1件当たり対外支払金額が10万米ドル相当以下の場合、外管局への関連手続きが不要となり、直接銀行で取り扱うことが認められ、従来より大幅な規制緩和となっている。

「通知」の主要内容は下表のとおりである。

◆一部特定企業の場合

企業種類	対外送金金額	対応要求
(一) 匯発[2004]62 号の規定した条件を満たす多国籍企業およびその域内関連企業	制限なし	「批准書」を取得（外貨管理局上海市分局発行）
(二) 上海市商務委員会による認定された多国籍企業地域本部等一部特別な単一企業 <sup>1</sup>	制限なし	「備案表」を取得（外貨管理局上海市分局発行）

◆その他の企業の場合

企業種類	対外送金金額	対応要求
上記（一）、（二）以外の単一外商投資企業又は中資企業	1 件当たりの金額が 10 万米ドル相当以下（10 万米ドルを含む）	銀行で直接、外貨購入対外支払を取扱うことが可能
	1 件当たりの金額が 10 万米ドル相当超	外貨管理局上海市分局が発行した外貨購入・対外支払批准書が必要

以上

<sup>1</sup> 「通知」によれば、以下の企業、機構が含まれる。

- (一) 上海市商務委員会による認定された多国籍企業地域本部；
- (二) 上海市商務委員会による認定された外商投資R&Dセンター；
- (三) 上海市商務委員会と上海市外商投資企業協会による認定された前年度上海市外商投資先進企業；
- (四) 上海市商務委員会による認定されたサービス・アウト・ソーシング重点企業とサービス貿易重点企業；
- (五) 中資・外資保険機構および保険仲介機構

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p><b>关于上海市境内机构对外支付服务贸易项下代垫、分摊费用有关问题的通知</b> 上海汇发[2010]192号</p> <p>本市各外汇指定银行： 根据《国家外汇管理局关于发布〈国家外汇管理局行政许可项目表〉的通知》(汇发[2010]43号)、《国家外汇管理局关于现行法规中没有明确规定的非贸易项目售付汇有关问题的通知》(汇发[2003]35号)和《国家外汇管理局关于调整经常项目外汇管理政策的通知》(汇发[2006]19号)有关规定，结合上海实际，对上海市境内机构对外支付服务贸易项下代垫、分摊费用有关问题通知如下：</p> <p>一、符合《国家外汇管理局关于跨国公司非贸易售付汇管理有关问题的通知》(汇发[2004]62号，以下简称《通知》)条件的跨国公司及其境内关联公司可持《通知》规定材料向我分局申请跨国公司非贸易售付汇资格，凭我分局出具的“核准件”(见附表1)在外汇指定银行办理服务贸易项下代垫、分摊费用的购付汇手续。</p> <p>二、符合下列条件之一的单一外商投资企业或中资企业，经我分局确认资格，凭我分局出具的“备案表”(见附件2)在外汇指定银行办理服务贸易项下代垫、分摊的购付汇手续。</p> <p>(一) 经上海市商务委员会认定的跨国公司地区总部； (二) 经上海市商务委员会认定的外商投资研发中心； (三) 经上海市商务委员会和上海市外商投资企业协会认定的上年度上海市外商投资先进企业； (四) 经上海市商务委员会认定的服务外包重点</p>	<p><b>上海市域内機構サービス貿易項目下の立替金、分担費用の対外支払関連問題についての通知</b> 上海匯發[2010]192号</p> <p>本市各外為指定銀行： 「国家外貨管理局による「国家外貨管理局行政许可項目表」公布についての通知」(匯發[2010]43号)、「国家外貨管理局による現行法規中に明確な規定のない非貿易項目下の外貨売渡・支払に関する問題についての通知」(匯發[2003]35号)と「国家外貨管理局による經常項目外貨管理政策調整についての通知」(匯發[2006]19号)の規定に基づき、上海の実情を勘案した上、上海市域内機構のサービス貿易項目下の立替金、分担費用の対外支払について、以下の通り通知する：</p> <p>一、「国家外貨管理局による多国籍企業の非貿易外貨売渡・支払に関する問題について通知」(匯發[2004]62号、以下「通知」と略称)で規定された条件に合致する多国籍企業およびその域内関連会社は、「通知」で規定された資料を持参し、上海市分局へ多国籍企業の非貿易外貨売渡・支払資格を申請することができ、上海分局が発行した「批准書」(添付ファイル1)を持参し、外為指定銀行でサービス貿易項目下の立替金、分担費用に係る外貨購入・対外支払手続きを行うことができる。</p> <p>二、以下条件のいずれかに該当した単一の外商投資企業又は中資企業は、上海市分局の資格審査を経て、上海市分局が発行した「備案表」(添付ファイル2)を持参し、外為指定銀行でサービス貿易項目下の立替金、分担費用に係る外貨購入・対外支払手続きを行うことができる。</p> <p>(一) 上海市商務委員会により認定された多国籍企業地域本部； (二) 上海市商務委員会により認定された外商投資R&amp;Dセンター； (三) 上海市商務委員会と上海市外商投資企業協会により認定された前年度上海市外商投資先進企業； (四) 上海市商務委員会により認定されたサービス・アウトソーシング重点企業とサービス貿</p>

<p>企业和服务贸易重点企业；</p> <p>(五) 中外资保险机构和保险中介机构；</p> <p>三、不符合第一条和第二条规定的单一外商投资企业或中资企业对外支付服务项下代垫、分摊费用，单笔金额在等值 10 万美元以下（含 10 万美元）直接在外汇指定银行办理购付汇手续；单笔金额超过等值 10 万美元的，凭我分局出具的售付汇核准件到外汇指定银行办理购付汇手续。</p> <p>四、境内机构向其境外关联公司支付服务贸易项下代垫、分摊费用，应按《通知》规定提交相应材料。</p> <p style="text-align: right;">特此通知。</p> <p style="text-align: right;">二零一零年十二月三十一日</p>	<p>易重点企业；</p> <p>(五) 中资・外資保険機構および保険仲介機構；</p> <p>三、第一条と第二条に合致しない単一の外商投資企業もしくは中資企業による対外支払サービス項目下の立替金、分担費用に係る対外支払は、1 件当たりの金額が10万米ドル相当以下（10万米ドルを含む）の場合は、外為指定銀行で直接外貨購入・対外支払を行うことができる。1 件当たりの金額は10万米ドル相当を超える場合、上海市分局が発行した外貨売渡・支払批准書を持参し、外為指定銀行で外貨購入・対外支払を行うことができる。</p> <p>四、域内機構はその域外関連会社にサービス貿易項目下の立替金、分担費用を対外支払する際、「通知」の規定に基づき、対応する資料を提出しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">二〇一〇年十二月三十一日</p>
--	--

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様自身でご判断くださいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

**三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課**

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233  
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大厦 20 階 照会先：張亜秋 TEL 021-6888-1666 ext. 4250